

防府市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

平成27年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく生活困窮者自立支援制度の円滑な施行を図り、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、本人の状況に応じた包括的及び継続的な相談支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とし、防府市が実施する生活困窮者自立相談支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、防府市（以下「市」という。）とする。ただし、本事業を適切に運営ができると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に、市が直接行うとされている事務を除き、委託により実施することができる。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 包括的かつ継続的な相談支援の実施

ア 生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載して計画（以下「プラン」という。）を策定する。

イ プランに基づく支援が開始された後も、これらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていくこととする。

(2) 関係機関のネットワークづくり及び社会資源の開発、複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域における見守る体制の構築、関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発等を行うものとする。

(職員)

第4条 市又は委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談

支援機関」という。)に次の各号に掲げる職員を置くものとする。

- (1) 自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う主任相談支援員
- (2) 生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援のアウトリーチ等を行う相談支援員
- (3) 生活困窮者へのアセスメントの結果を踏まえ、公共職業安定所等の就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りながら就労支援を行う就労支援員

2 前項の職員は、常勤の職員であることとする。また、相談支援員と就労支援員は兼務することができる。

(相談支援の手順)

第5条 生活困窮者に対する包括的かつ継続的な支援は、次の手順で実施することとする。

(1) 生活困窮者の把握及び相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢でなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応を図る。

イ 相談の受付に当たっては、相談者の課題を的確に把握し、本事業による支援及び他制度の相談窓口等へつなぐことが適当か判断（以下「スクリーニング」という。）する。

ウ スクリーニングの結果、他制度の相談窓口等へつなぐことが適当と判断された者については、当該者の状況に応じて適切に相談窓口等へつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先機関へ当該者の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努める。

エ 生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

オ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断され

る場合は、本人から、本事業による支援に関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行うものとする。

(2) アセスメント・プラン策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

イ プラン策定前においても、必要に応じて、住居確保給付金の支給、居住支援事業の利用等の緊急的な支援や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を利用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うとともに、各法定サービスの申込み手続きを行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談機関が自ら実施する支援に加えて、次の(ア)から(オ)までに掲げる法的支援、(カ)から(ク)までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

住宅確保給付金の支給

(ア) 住宅確保給付金の支給

(イ) 就労準備支援事業

(ウ) 家計改善支援事業

(エ) 居住支援事業

(オ) 子どもの学習・生活支援事業

(カ) 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

(キ) 生活福祉資金貸付事業

(ク) 上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等インフォーマルによる支援

エ 支援調整会議を開催し、プラン内容が適切な物であるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行うものとする。

オ 市長は、支援調整会議においてプランが了承された場合には、提供さ

れる法定支援及びその内容が適切かどうか判断し、支援を行うものとする。

カ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行うものとする。

(3) 支援の実施及び評価

ア 自立相談支援機関は、プランに基づき、自ら就労及び居住等による支援を実施するほか、本人がサービス提供業者等の支援機関から適切な支援が受けられるよう、本人との関係形成や動機付けの促しのサポートを行うものとする。

イ 自立相談支援機関は、支援機関による支援が始まった後も、支援機関と連携・調整はもとより、必要に応じて随時、本人の状況等の把握を行うものとする。

ウ 自立相談支援機関は、一定の期間ごとに、次に掲げる事項について整理し、支援調整会議において評価を行うものとする。

(ア) プラン目標の達成状況

(イ) 現在の状況と残された課題

(ウ) プランの終結又は継続に関する本人の希望及び支援員の意見等

エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守り等の必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを実施する。

オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの実施のうえ、再度、プランの策定を実施する。

(支援調整会議)

第6条 支援調整会議は、次に掲げる事項を主な目的として開催するものとする。

(1) プランの内容が適当のものであるか合議体により判断する。

(2) 参加者が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、プランを了承する。

(3) プラン終結時等において、支援の経過と成果を評価し、支援の終結を

判断する。

(4) 不足する社会資源について、地域の課題として認識し、創出に向けた取組について検討する。

2 支援調整会議の開催、参加者、運営に関し必要な事項は、別に定める。

(支援決定)

第7条 市長は、次に掲げるサービスの提供をしようとするときは、支援決定を行わなければならない。

(1) 住居確保給付金の支給

(2) 就労準備支援事業

(3) 居住支援事業

(生活困窮者支援の通じた地域づくり)

第8条 生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が主体となり、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。

2 効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握するためのネットワークづくりを推進し、その活用を図るとともに、不足する社会資源について、支援調整会議等で検討して、新たな社会資源の開発に努める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか自立相談支援事業の実施方法については、厚生労働省が示す自立相談支援事業の手引き及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルに定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。